

令和4年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和5年9月6日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
16番	竹岡昌治		

2 欠席議員

15番 高木法生

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅之	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
デジタル推進部次長	落合浩志	総務企画部次長	古屋敦子
市民福祉部次長	佐々木靖司	病院事業局管理部次長	古屋壮之
総務企画部 行政経営課長	新家健二		

5 付議事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第7号 放棄した債権の報告について
- 日程第4 議案第66号 令和4年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第67号 令和4年度美祢市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第68号 令和4年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第69号 令和4年度美祢市観光事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第70号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第71号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第72号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第73号 令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第74号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和5年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第7号の1件並びに議案第66号から議案第75号までの10件、計11件、監査委員からは、美祢市公営企業会計決算審査意見書、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表の2件でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、坪井康男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認め、よって、会期は23日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、市長から発言の申出がありましたのでこれを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の御報告をいたします。

初めに、個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りに関し、8月30日付で、職員の懲

戒処分を行いましたので御報告いたします。

これは、令和2年8月1日から令和5年3月31日までの間、総務企画部税務課の担当職員が、国税連携システムで送付された電子データ件数の約4割を未処理としたことで、賦課漏れ及び課税誤りを発生させ、市に損害を与えたものであり、担当職員であった副主幹について、減給10分の1、3か月、そのほか部長1名、課長1名は戒告としております。

市民の皆様はじめ、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、市政に対する信頼を大きく損なう結果となりましたこと、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

私自身につきましては、今回の事案を重く受け止め、報酬の10分の1を2か月間減額することとし、関係条例を本定例会の会期中に提案したいと考えております。

併せて、副市長は、給料の10分の1を1か月減額することとしております。

なお、さきの6月定例会において、市税等の賦課徴収に関する要望決議が可決されたことを踏まえ、不適切な事務処理事案が二度と発生しないよう、組織を挙げて取り組むため、発生した事実と原因、再発防止策等を取りまとめた報告書を公表することとしております。

今後は、組織としてのチェック機能を強化するとともに、業務の見える化により、事務処理の進捗管理を行える体制の整備を図ってまいります。

また、職員が当事者意識を持って、自分事として職務を忠実に遂行し、法令を遵守する意識の徹底を図り、自らの能力向上に努める組織づくりを行ってまいり所存であります。

そして、職務に対して真摯に取り組むことにより、市政に対する信頼回復に向けた努力を積み重ねてまいり所存であります。大変、申し訳ございませんでした。

次に、JR美祢線災害復旧対策室の設置について御報告いたします。

JR美祢線は、6月29日からの大雨災害により、橋梁が流出するなど、甚大な被害が発生し、全線運休を余儀なくされております。

また、現在のところ、復旧のめどは立っておりません。

災害発生直後の7月3日に、県知事、長門市長、山陽小野田市市長と私で、西日本旅客鉄道株式会社を訪問し、JR美祢線の早期復旧について要望を行ったところであります。

併せて、7月13日には、国土交通大臣に対し、今回の被災を契機に、直ちに路線の存廃の議論に結びつけることがないよう要望しております。しかしながら、JR西日本は、被害の全容把握は最優先として、現在まで、復旧について明確にしておりません。

JR美祢線は、通学や通院等の日常生活を支える生活路線であり、山陽と山陰を結ぶ二次交通として重要な路線であります。

以上のことを踏まえ、9月1日付で、総務企画部地域振興課内に、JR美祢線災害復旧対策室を設置し、本市職員3名の兼務発令を行ったほか、山口県、長門市、山陽小野田市から併任職員として1名ずつを配置しております。

本対策室では、行政間の情報共有や復旧に向けた対策の進捗管理、また、必要に応じて、学識経験者等も招聘し、各種調査や研究を行うこととしております。JR美祢線の早期完全復旧を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、御報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 日程第3、報告第7号から日程第13、議案第75号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和5年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました報告1件、議案10件について御説明を申し上げます。

報告第7号は、放棄した債権の報告についてであります。

これは、美祢市水道事業会計及び美祢市病院等事業会計におきまして、美祢市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第66号は、令和4年度美祢市水道事業会計決算の認定についてであります。

まず、業務量の御説明をします。

令和4年度の年度末給水戸数は9,972戸、年間の給水量は249万6,113立方メートルであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収入総額は 8 億 2,651 万 9,321 円、支出総額は 7 億 2,693 万 4,373 円であります。

この結果、令和 4 年度の収益的収支は 9,958 万 4,948 円の利益となり、消費税差引後は 1,930 万 4,831 円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入総額は 10 億 7,198 万 1,000 円、支出総額は 13 億 221 万 9,714 円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 3,023 万 8,714 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,996 万 5,387 円、過年度分損益勘定留保資金 6,963 万 1,458 円、及び当年度分損益勘定留保資金 8,064 万 1,869 円で補填したところであります。

以上、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し、認定を求めるものであります。

議案第 67 号は、令和 4 年度美祢市下水道事業会計決算の認定についてであります。まず、業務量の御説明をします。

令和 4 年度の年度末下水道使用戸数は、公共下水道事業では 3,602 戸、農業集落排水事業では 999 戸、全体で 4,601 戸、年間の処理水量は、公共下水道事業では 83 万 8,503 立方メートル、農業集落排水事業では 23 万 3,113 立方メートル、全体で 107 万 1,616 立方メートルであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業収益 5 億 3,492 万 96 円、農業集落排水事業収益 2 億 4,792 万 2,636 円で、収入総額 7 億 8,284 万 2,732 円、一方、支出においては、公共下水道事業費用 5 億 974 万 9,173 円、農業集落排水事業費用 2 億 3,393 万 511 円で、支出総額は 7 億 4,367 万 9,684 円であります。

この結果、令和 4 年度の収益的収支は、3,916 万 3,048 円の利益となり、消費税差引後は、2,456 万 1,870 円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業資本的収入 3 億 1,291 万 5,500 円、農業集落排水事業資本的収入 1 億 1,083 万 6,000 円で、収入総額は 4 億 2,375 万 1,500 円、一方、支出においては、公共下水道事業資本的支出 4 億 4,528 万 9,321 円、農業集落排水事業資本的支出 1 億 5,091 万 7,969 円で、支出総額は 5 億 9,627 万 7,290 円であります。

この結果、資本的収入が資本的支出額に不足する額 1 億 7,245 万 5,790 円は、当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,460万1,178円、及び過年度分損益勘定留保資金1億5,785万4,612円で補填したところであります。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、認定を求めるものであります。

議案第68号は、令和4年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてであります。まず、業務量の御説明をします。

美祢市立病院では、入院が3万394人、外来が3万6,942人、美祢市立美東病院では、入院が2万7,185人、外来が2万6,074人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢では、短期入所を含む入所が2万837人、通所が3,226人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は5,117人となっております。

次に、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は、病院事業収益38億5,330万347円、介護老人保健施設事業収益3億3,361万9,380円、訪問看護事業収益4,888万5,559円で、総額42億3,580万5,286円であります。

一方、収益的支出では、病院事業費用36億9,372万6,184円、介護老人保健施設事業費用3億8,477万9,025円、訪問看護事業費用4,844万5,234円で、総額41億2,695万443円であります。

この結果、令和4年度の収益的収支は1億885万4,843円の利益となり、消費税差引後は1億817万7,116円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入は、病院事業資本的収入2億8,153万7,000円、介護老人保健施設事業資本的収入4,618万2,000円で、総収入は3億2,771万9,000円であります。

一方、支出は、病院事業資本的支出3億8,910万3,720円、介護老人保健施設事業資本的支出3,205万8,725円で、総支出は4億2,116万2,445円となり、不足する額、9,344万3,445円のうち3,215万8,808円は当年度損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填し、6,128万4,637円は、退職給付引当金で措置いたしました。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、認定を求めるものであります。

議案第69号は、令和4年度美祢市観光事業会計決算の認定についてであります。

まず、入洞者数であります。秋芳洞は36万6,223人、大正洞は6,427人、景清洞

は9,757人、三洞の合計は38万2,407人となりました。

また、養鱒事業では、養鱒場鱒販売尾数は5万9,731尾となっております。

次に、収益的収入及び支出であります。

収益的収入5億5,761万3,878円に対し、収益的支出は5億167万3,230円であり
ます。

この結果、令和4年度の収益的収支は5,594万648円の利益となり、消費税差引後
は5,134万3,527円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入額8,120万6,860円に対し、支出額9,832万1,402円となり、不足する額1,711
万4,542円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470万8,594円、及
び過年度分損益勘定留保資金1,240万5,948円で補填したところであります。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、認定
を求めるものであります。

議案第70号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、令和5年6月29日からの大雨等の影響により、住宅、道路、
河川、農地等や教育、衛生、消防など、公共施設の災害復旧事業について、早期の
対応を要することから、必要な経費を追加するとともに、債務負担行為の補正及び
地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

民生費では、住宅等、生活基盤に被害を受けた被災者の生活再建を支援するため、
住宅補修等に係る支援金や援護資金の貸付けに要する経費など、8,529万6,000円を
追加しております。

衛生費では、衛生センターの被災に伴い、し尿等の代替処理に係る多種負担金及
び収集業者への運搬費補填などの必要経費として、5,315万7,000円を追加しており
ます。

土木費では、衛生センターの被災に伴い、合併浄化槽汚泥等を浄化センターにお
いて代替処理するために必要な経費として、下水道事業会計への繰出金1,795万
9,000円を追加しております。

消防費では、落雷の影響による設備の修繕に係る必要経費として、214万5,000円
を追加しております。

災害復旧費では、大雨により被災した農林施設や土木施設、教育施設、衛生施設などの災害復旧に係る経費として、合わせて20億5,118万3,000円を追加しております。

次に、歳入では、農林施設補助災害復旧事業分担金をはじめとする特定財源を17億4,469万9,000円追加するほか、一般財源として財政調整基金繰入金など、4億6,707万1,000円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億1,174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を247億7,952万8,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

災害援護資金利子補給金について追加を行っております。

最後に地方債の補正であります。

災害援護資金貸付け事業債ほか7件について、追加及び限度額の変更を行っております。

議案第71号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、地域公共交通における持続可能なサービスの早期構築のための支援経費や、国の標準準拠情報システム移行に伴う経費、生活扶助基準単価等の見直しに係るシステム改修経費など、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、地方債の補正を行うものであります。まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、新モビリティサービス実証事業として、自動運転車両を導入した実証事業を支援する経費のほか、賦課構成の修正対応に伴う還付金経費、国の標準準拠情報システム移行に伴う戸籍システムのデータクレンジング費など、合わせて5,274万6,000円を追加しております。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、収入減等、家計急変世帯の増加に伴う支援経費を追加するほか、生活扶助基準単価等の見直しに係る生活保護システム改修経費など、合わせて344万1,000円を追加しております。

農林費では、有害鳥獣捕獲奨励事業において、鳥獣防護柵の破損箇所増加に伴う支援経費など、合わせて392万9,000円を追加しております。

次に、歳入では、デジタル基盤改革支援補助金などの特定財源を差引き、5,371万9,000円追加するとともに、交付額の確定に伴う普通交付税の増額や、収支調整

による財政調整基金繰入金の減額など、一般財源において、差引き639万7,000円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,011万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を248億3,964万4,000円とするものであります。

次に、地方債の補正であります。臨時財政対策債について、限度額の変更を行っております。

議案第72号は、令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、令和4年度事業の精算に係るものであり、歳出では、基金積立金において、6,898万2,000円、また、諸支出金において、6,212万6,000円を追加し、一方、歳入では、繰越金を1億3,110万8,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,110万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8,992万円とするものであります。

議案第73号は、令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、6月29日からの大雨により被災した下水道施設の本復旧に要する事業費及び衛生センターが被災したことにより、緊急的に受け入れる浄化槽汚泥の処理に要する経費等を追加するものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業では、2,951万2,000円追加し、農業集落排水事業では38万1,000円追加し、収入総額を8億4,072万4,000円とするものであります。

一方、支出においては、公共下水道事業では、1,795万9,000円追加し、農業集落排水事業では、420万円追加し、支出総額を8億2,282万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業に3億552万2,000円追加し、収入総額を4億9,121万9,000円とし、一方、支出においては、公共下水道事業に3億1,571万5,000円追加し、支出総額を6億9,194万4,000円とするものであり、差引不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第74号は、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う政令の整備が行われたこと等により、関係する条例の所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第75号は、美祢市火災予防条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、消防法施行規則等が令和5年5月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案10件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号放棄した債権の報告についての質疑を行います。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） それでは、私のほうから、報告第7号放棄した債権の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま資料を送付させていただきました。

これは、平成29年度から令和3年度までの間、美祢市債権管理条例第13条第1項の規定により放棄いたしました非強制徴収公債権及び私債権をお示ししております。御確認ください。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 議員の皆さん、質疑ございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） この債権放棄をされた理由は何でしょうか。何の説明もありません。ただ債権放棄をいたしましたという御報告でね、何のことやら、意味が分かりません。なぜこういうことになったのか、理由等について、御説明をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの、このたびの平成29年度から令和3年度までの間のこのたびの債権放棄の理由につきましては、それぞれ各——平成29年度で、1ページ御覧いただきます

と、水道料金につきましては、美祢市債権管理条例第13条第1項の規定の中の第1号に該当する事項、また、治療費等につきましては、第1号これ同じく第1号の理由によって債権を放棄したものでございます。この理由でよろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 13条もうちょっと説明して。

○総務企画部長（佐々木昭治君） それでは、債権管理条例の第13条を御説明をいたします。

債権管理、管理条例の第13条には、市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該債権及びこれに係る損害賠償金を放棄することができるという規定がされております。

この中には、第1号市債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき、これにつきましては、債権者が時効の援用をしていない特別の理由があるときを除くとありますけども、そこから、1号、2号、3号、4号、5号、6号と6号までですね、規定をしております。これに基づいて、これに該当するものについて、債権を放棄したものをお示ししているものでございます。

また、この第13条の第2項に、市長等は、前項の規定により債権を放棄したときは、当該放棄のあった日の属する年度の翌年度において、これを議会に報告しなければならないとありますので、このたび令和4年度の公営企業会計につきましては決算の議案を上げさせていただいておりますので、こちらに合わせて、このたびは、報告議案を上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 素人には何のことかさっぱり分かりません。もっと分かりやすくね、債権放棄ですから、本来市が債権を持ってたんでしょ。それをもう放棄しますと、取りませんと、こういうことでしょう。

だから、もうちょっと何か、条文、条例を読み上げるんじゃなしに、各云々のことで債権を放棄いたしましたと、何でやさしく説明できないんですか。

それとね、4、5、6ですよ。23、24、25、26、4年間、まとめて、例えば水道料金の場合は処理してありますよね。こういうものが、毎年発生するのと違うんですか。まとめて、こういうのは一括、数年分をまとめて処理するんでしょうかという極めてシンプルな質問です。教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、御質問のごさいました23、24、25、26年の4年間についての時効、債権放棄のことが書いてありますよと、これにつきましては、どういう内容ですかというの、これにつきましては、時効期間が満了した、先ほど申しましたように、債権管理条例の第13条の第1項第1号に該当する案件のごさいまして、これにつきましては、複数案件のごさいまして、それぞれの——個別の理由はあるかもしれませんが、大きくまとめると、時効期間満了第1号に該当することによって、債権を放棄しましたよというものでございまして。

ですので、それぞれこの債権を放棄するには、それぞれの理由がございまして、その事由によって、取りまとめた形で報告をさせていただくようにしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） これが最後です。私がお伺いしてるのは、水道料金を市民の方が使ったけれどお払いになってないと。それが、何か消滅時効にかかった。だから、それを計上してますよって。けどね、水道料金は払わんっていう場合は、ああそうですかって、分かりましたと、一定期間放置しておくんですか。消滅時効をじっと待つんですか。そこら付近の話を聞いとるんですよ。何か結果的にこれだけのものがね、消滅時効にかかりましたと。それで、債権放棄しましたと、味も素っ気もない話じゃないですか。議会でね、今議題として取り上げられてるんだから、もうちょっとね、水道料金払わんだならそれでいいんですか。どうするんですか、まず。そういうことをお伺いしたんですよ。何か結果的にこういうのが発生しました、以上って。あまりにも、何か市民をばかにした説明じゃないですか。懇切丁寧に教えてください。いいかげんな説明はやめてください。

○議長（竹岡昌治君） もう1回、本日、全員協議会ありますので、もう1回そこで説明をします。よろしゅうございませうか、それで。（発言する者あり）いや、今おっしゃるように、債権管理条例を説明を全協でしたと思うんですが、もう一度説明しますか。債権条例（発言する者あり）だから、管理条例の中で手順が書いてあります。そのとおりをやられた上での時効があったということの報告なんです。答えませうか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えします。

大変失礼したことをおわび申し上げます。

私債権、また、このたび水道料金と治療費と——病院の治療費等でございます。

水道料金については、これが時効が2年でございます。最後の納付、また——から2年が経過したものでございます。

滞納があった場合は、職員は滞納整理マニュアル、また、この債権回収について、ルールどおり徴収事務を行っているわけでございます。その中には、どうしても転居があったとか、それとか、納付義務者がお亡くなりになられたとか、そういった事由もこの中に含まれるわけでございます。

したがいまして、水道料金については、最後の納付から2年経過したものについては、このたび債権放棄という議案を上げさせていただいているところでございます。

また、病院についても同じ理由でございます。最後の納付から3年経過したものについては、時効の適用があるということでございます。これについても、入院患者が亡くなられたとか、あと転居とか、そういった債権回収には努力した結果、時効を迎えたという案件で、このたびの議案として報告するものでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 水道料金につきましてはね、26年度をちょっと見てください。百四十何件で、とてつもない増えてますよね。これはいかなる理由なのか、御説明を願います。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員、今、原課が……。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

質問の趣旨は、今回報告した案件のうち、令和元年度の分が集中して多いと……。

（発言する者あり）

○議長（竹岡昌治君） 後にしましょう。はい、藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 後で何か全員協議会で説明するというお話ですけども、2点ほどちょっと確認です。

水道料金のほうは、非強制徴収権の債権だと思いますし、病院のほうは、私債権

だと思しますので、債権管理条例に基づいて、当然手続も違いますけれども、まず、水道料金のほうで、例えば、令和3年度の債権放棄っていうか、時効ということで見ますとね、22年度から30年度ですか、10年ぐらいありますよね。対象になる——この場合だったら、30年が非常に多いというのは、当然ちょうど2年前で、時効2年だからっていうことで。

ただ、その前、10年にわたって、この時点で、例えば時効が整理したっていうのは、時効中断事由か何かがあったんですか。要は、もっと早く時効になってしかるべきものが、この時点でようやく時効になったとか、その辺、どういう管理をされてるのかなっていうのが1点。

先ほど、坪井議員の質問には、各年度ですね、で、一番下の年度、例えば3年度だったら30年だし、2年度だったら29年というか、ここの数字が多いと。私も何でかなと思ったんですけど、それは、ちょうど2年経ったときが一番時効が引っかかるのが多いだろうということで、ある程度は説明がつくかなと。

ただし、さっきも言いましたように、さらに2年、3年、4年、10年とかに遡って、この時点で時効ということをするということが、当然、その間、何らかの時効の中断理由というか、あったんだろうと思うんですけど、この計上の仕方っていうのが、どういうことかなっていうことですね。

それと、もう1つ教えていただき——ちょっと確認なんですけど、備考のところに、合計人数のうち、実人数は、何人ですということで、実際の実人数と実人数に差がありますけれども、これは、同じ人が時効を2回も3回も4回もやったということなんですか。この差がどこから出てくるのか、この2点、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 藤井議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、水道料金各年度最終年度——令和3年度で申しますと平成30年度と、件数が集中する理由ですけれども、今、藤井議員がお示しをされた見解と同様といえますか、そのようにお考えいただいてよろしいかと思えます。

令和3年度分につきましては、平成30年度に時効を迎え——の滞納した部分が時効が2年でございますので、令和3年度に、最初に時効を迎える年度が令和3年度ということで、令和3年度で申しますと平成30年度の件数が集中しておるところでございます。

ただし、これは、平成30年度の滞納で時効を迎えたものが全てではございません。一部のものにつきましては、滞納者と直接連絡調整を図り——図った上で滞納者に債務を承認をしていただき、その支払う意思を確認するとともに、履行可能で計画的な債務返済を履行させるための支払い計画書等を作成することで、その支払いについて継続的に対応しておったところでございます。このことによりまして、時効が中断するというふうに捉えております。

過去に遡って、平成22年度等ございますものは、そうして継続的に行いましたけれども、その該当年度に、例えばお亡くなりになった例、あるいは、年度途中から居所が不明になったというところ等ございまして、それ以降の連絡が取れなくなったということから、その都度債権放棄という手続をとったところでございます。

それから2点目の備考に係る実人数と、この報告人数との誤差でございますけれども、これにつきましても、先ほど藤井議員が申されたとおり、実人員と思って申しますものが実契約者数と、水道事業のほうでは契約者数として捉えておりまして、1人の契約者が複数件滞納しておると。水道につきましては、1年間6回の支払い機会がございますので、年間全て滞納されると最大6件というそういう形で計上しておりますので、そういったところが、この報告件数と実人数との差が出たというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） この報告第7号は、令和4年度の方でございますので、その議論をしていただきたいと思います。それから参考資料については、後ほどまた全協で御説明申し上げたいと思います。ございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 報告第7号放棄した債権の報告、今日説明等がありましたけれども、これは過去、今までですね、債権放棄をしなければならなかった、こういった背景、今、水道事業局長も説明がありましたけれども、こういったことは、もう今まで私何度も聞いてきてですね、債権、債権放棄しなかった理由、本人が死亡、行方不明になった、どうしても行き先がつかめなかったと、そういつて、債権放棄しなければならなかったというのは、もう今までしっかりと聞いてはきております。

それでですね、第2号の該当の免責はですね、基本的には大口の200万、300万とかそういった程度の債権とかが大きくなっております。これは、第2号については、基本的には、企業、会社、旅館とかいろいろありますけれども、こういったところ

の会社等の倒産等によって、水道料金が払えなくなってしまった。それで、もう取り立てができなくなってしまったというそういう形でのこういった債権放棄しなければならなかったということも、今まで過去聞いております。

問題はですね、こういった債権の、景気が悪くなったときに、特にそういったところが出てきますので、そういったところの被害が大きくなるように、金額が大きくなるように、もう倒産するところっていうのはほとんど水道料金も支払っていないですから、そういったところをどう今後ですね、債権回収を大きくならないために対応していくか、このところをしっかりと説明、理解できないと同じことをまた繰り返しますので、この辺についてどのような御見解でしょうか、お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 岡山議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

水道事業——全てにかかることとは存じますけれども、水道事業におきましては、先ほどちょっと触れましたけれど、それぞれ個人、法人とそれぞれ契約をさせていただいて、滞納等、滞る状況が見てとれば、その都度滞納者に対しまして、連絡を取りながら、先ほど触れましたけれど、支払い計画書等ですね、そういった、場合によっては、一括納付だけではなく、分割納付という手段を講じながら、なるべく滞納者の財政状況に応じた形での債務返済の計画をともに作成して行って、最後完納につなげていきたいというところが基本的な考え方で対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 経営が非常に厳しくなって、やっぱし、もう2年3年前から、もう潰れそうなような会社等ですね、水道料金も払ってないんです。払えないんです。だから、そういったところ、水道だからといってストップするわけにもいきませんし、これは今まで過去ずっとですね、こういった債権放棄、そういったところの部分というのは繰り返してきました。そりゃあやむを得ないところもある。温情的にはそのようにしてあげたいっていう部分もありますけれども、これは、今後ともずっと続いていかなければならないのかな。少しでも、そういったことが削減できる、今ここで御回答してくれって言われても無理だと思いますけれども、そういつ

たところの部分をしっかり再検討をして、被害が大きく債権が大きくなるような、こういった知恵というものをしっかりと出していただきたいと思います。もし、御答弁があればよろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今この報告第7号の資料の中で、2号該当につきましては、平成25年度以降、継続的に件数が示されておるところでございますけれども、平成28年度あたりまでは——平成29年度では、4人で12件ということで——申し訳ございません。平成30年度は、4人で24件ということで、この平成30年度以降は、全ての件数がお支払いただけてないという状況ですけれども、平成29年度以前につきましては、先ほど申しました支払い計画書の策定等、接触を図ることで、分納という形でお支払いいただいた経緯がございますので、そういった件数にばらつきがあるものと。

ですから、経営状況に寄り添いながら、その状況に応じた分納計画というものを実行してまいったところがこういった形で示されておるといふふうに捉えておるところでございます。ただいま岡山議員から御指摘のございましたところにつきましては再度徹底することで、それぞれの状況に応じて寄り添いながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

2点あるんですけど、まず1点目ですが、この支払いが滞るには仕事を失ったとか、それから——というふうに、収入が激変、激減したことが多いと思うんですが、他市ではあるんですけど、美祢市では減免制度とか軽減制度があるのでしょうか。あれば、これを活用されたのかどうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

美祢市におきまして、水道料金に対する減免制度はあるかというお尋ねでございましたけれども、美祢市給水条例の第32条におきまして、料金、負担金、手数料等の

軽減または免除することができるというこの規定がございます。

ただし、給水条例の施行規程第34条第1項に対象となる事案が具体的に示されております。その中には、1号として、災害その他の理由により、料金の納付が困難である者の料金、それから第2号として、不可抗力による漏水に起因する料金、それから第3号として、前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別の理由にあると認めたものという事案が示されてございまして、その対象につきましてはかなり限定されておるといふふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） せっかくあるのですから活用していただけたらと思います。

それ、条件があるということでしたけれど、この——何ですか、不納欠損で、債務を放棄することにならないようにするべきだと思いますが。

2点目についてですけれど、水道料金は普通、私たちは口座落としにしておりますけれど、支払い方法というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 三好議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

水道料金につきましては、2か月まとめて検針した取水量に基づきまして、既定の料金表に基づきまして、賦課をいたしまして、その都度お支払いいただくわけですが、具体的な方法といたしましては、直接窓口においでいただく、もしくは金融機関のほうに納付書を持参して、金融機関や窓口のほうにおいでいただいて納付いただく例とそれから口座振込、それから最近では、コンビニ等での納付も可能となっておりますので、基本的には定期的な口座振替のほうを推奨しておるところでございますけれども、各自それぞれ御事情があろうかと思っておりますので、それぞれの生活状況に応じた形での納付をお願いできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 最近は支払いが簡単になってコンビニでも行けるということで、本当にそれは便利になったと思うんですけれど、口座落としとか、それでなくて、また現金で払う場合でも、わざわざ持って行かれる方もあるでしょうし、コンビニで今言われたようにあるでしょうけれど、まずこの財布の中にそれがないと、

なかなか支払いが苦しくなると思うんですけど、職員の方、本当にお忙しい中申し訳ないと思うんですけど、これは時効がきそうだなというところには、やはり電話をすとか、ちょっと伺って、お元気かねとかいうふうに、市民に寄り添った対応が必要ではなかったかと思うのですが、今後についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。債権管理条例を御覧になられてますか。

○12番（三好睦子君） 見ております。13条で報告するようになっております。

○議長（竹岡昌治君） それに書かれて、それをやった上での結果を、今日報告という事なんですが。

○12番（三好睦子君） 今後について聞くべきではありませんでしたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。田原議員。

○3番（田原義寛君） 岡山議員の債権放棄については、これまでもずっと見てきた、続いてきたっていうお話に関連してなんですけど、企業会計として考えたときに、じゃあ債権放棄の額ですね、それが水道でもそうですけど、病院でもそうですけど、収益に対して何%ぐらい占めてると大丈夫なのか。それは、特にリスクコントロールの話なんですけど、これまでも——例えば本当に企業が倒産するってことはあり得る話なんで、そうしたときに、債権放棄がこのパーセンテージを超えるとちょっと危ないなとか、そういう内部でですね、何か規定のようなものは持ってらっしゃるのかどうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 全般的にありますか、そんなもの。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの田原議員の御質問ですけれど、非常に難しいと申しますか、具体的にそういった数値等は、目標等は定めておるところではございませんけれど、なるべくそういった債権放棄とかをする必要がないような対応はこれまでもしてきたつもりでもありますし、やはりどうしてもお亡くなりになった方、居所不明の方に対するやっぱり接触ということは非常に難しい点もございまして、そういった点以外についてはできる限り、滞納の完納に向けた取組につきましては、今後とも、同様に継続してまいりたいというふうに思います。

また今回、2号該当で、通常なかなかない事案もございましたので、非常に大きな数字となりましたけれども、そういったことも、先ほど岡山議員のほうからも指摘ございましたけれども、そういった個人にしる、法人にしる、そういった寄り添

った対応につきましては、今後とも継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第7号を終わります。

ここで、15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第4、議案第66号令和4年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第67号令和4年度美祢市下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第68号令和4年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

4年前でしたか、私、病院経営改善の研修会がありましたので、北九州のほうに行ってきたんですけど、そこで、研修会に行ったんですが、病院を経営改善するには、業務委託をなるべく避けるようにと、業務委託を少なくしたほうが経営の改善にはなるというような内容でしたが、業務委託の現在の状況についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 古屋病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（古屋壮之君） 三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、病院等事業の中で市立病院、美東病院、グリーンヒル美祢、あと訪問看護ステーションを運営しておりますけれども、その運営の中で業務委託というところでは、すけれども、まず、挙げられるのは清掃業務、施設の清掃業務、そして、入院患者への給食の提供の給食業務、あと、数年前までは、外来診察口の窓口だとか、そういったところの医事クラーク関係も業務委託で行っておりますが、そちらにつきましては、医事クラーク職員は直接雇用にて切り替えております。

あと、ほかに、大型医療機器の保守とかそういった業務委託は多々ありますけれども、代表的なのはこの2件になろうかと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 1点、退職金の引当金を資本的支出の赤字に充てられてますけれども、こんな、ここで充てとって、もし、退職者、大量に急にとということはないでしょうか、本当に大丈夫ですか。

○議長（竹岡昌治君） 古屋病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（古屋壮之君） 藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

一応ここで退職給付引当金、これを資本的収支、不足する額に一部措置しておりますけれども、退職者の取扱いに関しましては、毎年度、定年退職はもとより、あと、早期退職等も早めに把握するように努めておりますので、現状では大丈夫だというふうに判断しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかによろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第69号令和4年度美祢市観光事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第70号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 4号ですね、支出のほうで20億強出されてますけれども、これは、激甚災害の、これは認定をベースの例えば特定財源17億でしょうか。それとも、まだそれは入ってなくて、どちらでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

この激甚災害の指定なんですけれども、8月25日に閣議決定されまして、8月30日に公布施行されたところでございます。

本補正予算書につきましては、それ以前にちょっと作成しておりますので、このたびの特定財源といたしましては、従前の補助率といったところでの計算をしているところでございます。

なお、実際の補助率確定しました暁には、こちらの補正予算額を財源更正するなり、した措置を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 以上、認定は決まったということですね。そうすると、大体、特定財源でプラスどのぐらいが予定されますか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 御説明いたします。閣議決定された内容がですね、過去5か年の全国平均では、激甚指定された農地は、災害復旧に係る補助率のかさ上げとして、85%から96%にかさ上げ、土木のほうは、過去5か年の全国平均では70%から83%にかさ上げというふうな括弧書きでの——括弧書きで示されたわけでございます。

したがいまして、最終的には補助率のかさ上げについては、まだ決定してないという、こちらのほうに正式——正式な通知が来ていないというのが実情でございます。

以上でございます。分かりますかね。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の回答だと、今年、過去5年は、今の話だと農林関係だと約10%だし、土木やったら13%ぐらい上乘せがあるけれども、それはそのときの状況で決まってないんだと、だから、まだ正式に通知がないから分からないという回答ですけれども。じゃあ過去の例の10%、仮にアップしたら、何ぼになります。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

補助率が過去の例でいうと13%、土木でいうとかさ上げとなっております。したがって、13%ですから、1億円から2億円の間で、こちらの負担額は減るのではなかろうかと思っております。

詳しくは、また、委員会でも御説明をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかによろしゅうございますか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 議員なら発言をしたいでしょうし、挙手をして、手を挙げて発言したいと思うんですけど、今の同僚議員の場合ですけど、もう終わりましたよって言った場合に、その今のおり議員の場合が私だったときには、もう質疑終わりましたって打ち切られると思うんですけど、その頃合いというかタイミング——どのタイミングで、どうでしょうかね。どうなんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 私に対するクレームですか。私は、質疑なしと認めまでしか言っておりません。質疑を終わりますとは言っておりません。

以上です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 同じことなら答えません。ほかにございませんか。議案についてですか。議案についてですか。（発言する者あり）認めません。私は質疑なしと認め、しか言っておりません。いいです。後からします。

この議案に対して、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、所管の委員会へ付託いたします。

議案第9、議案第71号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行

います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 1点、お伺いします。

22ページのところに、国の標準準拠情報システム移行に伴うとありますけれども、前々から例のデジタル化ということで、国のほうが強力に進めようということで、市のほうも、一応それに対して対応すると。

で、いわゆる標準システムというのを採用して、全国一律にということで進んでると思うんですけど、ここにあります標準準拠情報システム移行と、もう既に移行されてるんですか。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

この国の標準準拠情報システム移行に伴う戸籍システムのデータクレンジング経費ということでございますが、今、国のシステムに合わせるための作業を行っております。で、今回の補正で、この戸籍システムのデータクレンジング——いわゆるシステム改修のための補正予算を上げさせていただいたということで、これから改修させていただきますということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今回は、戸籍システム、データクレンジングということのようなんですけど、国の何ていうか、標準化システムというのは、戸籍だけじゃなくて、もっと幅広い業務一般的なものもあると思うんですけれども、今回は、戸籍だけに限定してと、こういうことですか。

それとも、もっとほかのものも同時並行的にやってるけれども、たまたま今回は、予算化はこれだけということですか。その点はいかがですか。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

今回のシステム移行は、戸籍システムのみでございます。その後、いろんなシステムに対しての移行作業が進んでいくような予定でございます。

ただ、今現在で詳細な日程等、まだ示されておられませんので、順次、国のほうから指示があり、その都度対応していくようになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第72号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第73号令和5年度美祢市下水道事業補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第74号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第75号美祢市火災予防条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。この間に議員の皆さんは総務企業委員会、予算決算委員会の開催をお願いいたします。

午前11時34分休憩

午後3時30分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。市長いいですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど御説明申し上げました議案の提案説明について、訂正をさせていただければと思います。

まず、議案第67号令和4年度美祢市下水道事業会計決算の認定についてであります。

資本的収入及び支出の支出総額について、5億9,627万7,290円と申し上げましたが、正しくは5億9,620万7,290円でございます。

次に、議案第70号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳出における災害復旧費の補正額を20億5,118万3,000円と申し上げましたが、正しくは20億5,318万3,000円でございます。

また、歳入における特定財源の補正額を17億4,469万9,000円と申しましたが、正しくは17億4,466万9,000円でございます。3か所を訂正させていただきたいと思えます。訂正しおわび申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 引き続き会議を続行します。

日程第8、議案第70号及び日程第11、議案第73号を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、先ほど開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）について、委員1名の欠席のもと慎重に審査いたしましたところ、出席委員全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

委員より、資本的支出において、3億1,571万5,000円の工事委託料が計上されているが、工事業者や工事日程についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、今回の災害復旧工事は、国庫補助事業を活用し実施しますが、協定に基づき、下水道事業団に設計委託と工事を一括発注する予定としています。

また、10月10日から、国の災害査定を受け、その後、設計及び工事発注になることから、現段階で、工事完了予定は申し上げられないとの答弁がありました。

次に、委員より、工事委託内容と今回の災害の検証がなされ、今後の水害対策に生かされるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の水害で、浄化センター敷地内が50センチ浸水するとともに、管理棟、汚泥処理棟、機械濃縮等が20センチから40センチ浸水しました。そのうち、汚泥処理棟の機械電気設備が被災したことから、これらを改修するものです。

また、令和2年に、浄化センター耐水化計画を策定しており、令和8年までに実施する予定としております。今後、想定される災害を受けないためにも、早期に耐水化計画を実施したいとの答弁がありました。

また、そのほかの議案についても、質疑等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 村田弘司君 登壇〕

○予算決算委員長（村田弘司君） ただいまより、先ほど開催をいたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案第70号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）について、委員1名欠席のもと慎重に審査いたしましたところ、出席委員全員異議なく原案のとおり可決をいたしております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告をいたします。

委員より、災害復旧に係る技術職員の不足が見込まれるが、人的支援などはあるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、山口県より、災害復旧事務に従事する職員を農林災害、土木災害、各1名ずつ派遣していただいております。また、他市か

らも、建設課に職員を派遣していただくなど、人的支援をいただいているところで
すとの答弁がありました。

この議案につきましては、そのほかにも、委員より質疑がありましたが、ここ
では割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 村田弘司君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 村田弘司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第8、議案第70号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を議題とい
たします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で
あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

日程第11、議案第73号令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）を議
題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で
あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変皆さんお疲れさまでした。

午後 3 時40分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月6日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃